

平成29年10月～平成30年3月分 ごみの分け方・出し方

6

●ごみ袋の口は結んで、片手で持ち上げられる重さにして出してください。

燃やすごみ	<p>生ごみ (よく水を切る) 枝、木切れ、草、生け花 (土を落として袋に入れる。 枝は太さ7cm以下のもの。 1回に2袋まで)</p> <p>汚れた容器包装プラスチック、 紙コップ、再生できない紙くず ぬいぐるみ (袋に入らなければ「粗大ごみ」へ) 小さい木製品・木箱、クッション、 まくら、室内用マット (玄関、浴室、台所用など)</p> <p>保冷剤、乾燥剤、 使い捨てカイロなど 靴・かばん類</p>
-------	--

●在宅医療により排出するチューブ類は、「燃やすごみ」で。針は医療機関などで引き取ってもらってください。

燃やさないごみ	<p>プラスチック製のハンガー 陶器などの食器類・植木鉢・プランター インスタント食品のアルミ製なべ、アルミホイル CD、DVD、ビデオテープなど</p> <p>板ガラス、コップ、割れたびんや電球、花びん、耐熱ガラス 板ガラスやコップなど破片、針・刃物などは紙に包み指定袋に「ケン」と表示して出す。 おもちゃ (プラスチック製) など</p> <p>電球・蛍光灯型LED、電気ポット、炊飯器 (内釜は「金属類」へ)</p>
---------	---

- ホース類は1mに切って出す。
- エンジンオイルや塗料の缶は空にしてフタを空けて出す。
- 電気炊飯器の内釜、ホットプレートのプレートなどは「金属類(資源)」に出す。
- 板ガラスやコップなど破片、針・刃物などは紙に包み指定袋に「ケン」と表示して出す。
- 傘、清掃用具(ほうきやモップなど)に限り、長いものは45ℓの指定ごみ袋の使用に限りはみ出していくても収集します。

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は、市の指定ごみ袋で排出してください。 ◎取扱店で販売しています。	指定ごみ袋の価格 (黄色10枚組)	大きさ(ℓ)	特大45ℓ	大30ℓ	中20ℓ	小10ℓ	特小5ℓ
		金額	540円	360円	220円	100円	50円

容器包装・プラスチック	<p>★レジ袋などに入れ、さらに大きな袋に入れる「二重袋出し」はしないでください。</p> <p>このマークが目印です。</p> <p>●中身は水洗いなどして、きれいにして出す。 ●網戸用の網は「燃やさないごみ」へ</p>	<p>容器・カップ・パック類 色柄トレイ、弁当容器、カップ麺容器、卵パック、発泡スチロール容器、ト口箱、除湿剤容器など</p> <p>ネット・その他 果物・野菜を包んだネット、キャップ、梱包用クッション材など</p>	<p>チューブ類 練りわさび・からし・マヨネーズ・歯磨きのチューブなど</p> <p>ボトル類 シャンプー・洗剤のボトルなど ※ペットボトルは資源回収</p> <p>ポリ袋、ラップ類 お菓子・パンなどのポリ袋、カップ麺などの包装用ラップなど</p>
-------------	---	--	--

※汚れが落ちないものは【燃やすごみ】へ

粗大ごみ	<p>じゅうたん、ベッドマット 自転車、三輪車 家具類 ふすま、障子 物干しざお、台など</p> <p>ストーブ 灯油は抜く</p> <p>ふとん、毛布 食器洗浄機 換気扇 掃除機</p> <p>※ハンディータイプは「燃やさないごみ」へ</p>	<p>戸別収集</p> <p>粗大ごみの収集申込みと粗大ごみに関するお問い合わせは、伊賀南部粗大ごみ受付センターへ。受付時間は午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)</p>
------	--	--

伊賀南部粗大ごみ受付センター

64-8700

クリーンセンターへのごみや資源の自己搬入		収集・処理できないもの	
搬入日		月～金曜日(祝日を除く)、第3日曜日	
受付時間		午前8時30分～正午、午後1時～4時30分	
伊賀南部クリーンセンター (伊賀市奥鹿野) 53-1120		搬入手数料(10kgごとに120円)が必要となります。ただし、指定ごみ袋に入ったごみ、粗大ごみ処理券(1点200円)を貼った粗大ごみ、資源を除く。 枝木類・木材などは1m以下、太さ10cm以下にして搬入してください。 家庭からの草木のみ受け入れます。※分別ができないごみは搬入できません。	
<p>案内板 電柱看板</p>		<p>●パソコン(自作パソコンを含む) …メーカーに回をお申し込みください。</p> <p>●二輪車…「廃棄二輪車取扱店」または「指定引取窓口」に相談してください。</p> <p>●消火器…販売店に相談するか、下記へ電話で回収の申込みをしてください。(有料)</p> <p>●農機具・農業用資材…販売店に相談してください。</p> <p>●ガスピボンベ…ボンベ側面に表示の販売店に相談してください。 ※この他にも、土砂・瓦・コンクリートなど処理できないものもあります。詳しくは、伊賀南部環境衛生組合業務室(53-1120)へ</p>	

●商店・事業所・工場などから出る事業系一般廃棄物は、名張市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、伊賀南部クリーンセンターに自己搬入してください。

施設へ自己搬入する場合は、ごみの種類ごとに分別し、中身のあるものは抜いてから持ち込みしてください。

伊賀南部環境衛生組合業務室

53-1120(代)